

令和4年7月12日

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和4年7月12日（火）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番		3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番		6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 2番 下田 修一 5番 後藤 則和

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第3 非農地判断について

第4 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画（案）の承認について

6、農業委員会事務局職員

局長 後藤 一寛

次長 芹口 孝直

参事 後藤 健一

事務局 皆さん、こんにちは。  
7月期の第4回の高森町農業委員会総会を始めさせていただきたいと思ひます。  
本日の出席委員は2名の欠席でございますので、12名の出席となります。  
規定する定足数に達しておりますので、総会が成立することを宣言いたします。  
それでは、早速、会長から御挨拶をお願いします。

会長 皆さん、こんにちは。  
連日、蒸し暑い日が続いて、作業も大変だと思ひますが、今年は梅雨も遅く、また晴れるのも早く、期間が短く、また雨の量も少なく、作物によっては水の確保が難しい品種もあるかなと思ひます。  
これからは暑くなってきますので、作業するとき熱中症にならないように気を付けて、体調管理を万全に作業をやらせてもらえば幸ひと思ひております。  
それと、今日の議題は数件ありますけれど、皆さんと審議をして進めていきたいと思ひますので、よろしくをお願いします。終わります。

事務局 ありがとうございます。  
それでは、早速でございますが、会議規則に定めてありますように会長が議長となりますので、会長に進行をお願いしたいと思ひます。

議長 「議第14号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。  
本委員会の決定に附する。  
令和4年7月12日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。議事録署名ということで、こちらから9番委員、10番委員、そちらに決定いたしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議長 はい。では、そのように決定いたします。  
続きまして、「議第15号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。  
別紙のとおり本委員会の決定に附する。  
令和4年7月12日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。議第15号、農地法3条審議資料の議題です。  
まず1番は、1番委員から説明を受けたいと思いますので、よろしくをお願いします。

1番委員 では、御説明いたします。  
番号1番です。これは農地の所有権移転の売買でございます。  
この農地については、所有権と農地の取得、譲受人が規模拡大をするものであります。  
土地の所在地はこの譲受人の家の近くでございます。  
家の入り口の土地でありまして、今後、後継者もおり、畜産業を規模拡大をしていきたいということで、売買により購入をされるところでございます。  
補足資料は3ページ、4ページをご覧ください。  
どうぞ御審議をよろしくお願いたします。

事務局 事務局から補足で、許可基準を説明させていただきます。  
申請書及び全部事項証明書などの記載から、農地法第3条の許可要件のうちの農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。  
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

議 長 はい。今、説明がありましたけど、どなたか質問はありませんでしょうか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。質問がないということで、この議案は可決いたします。

それでは、次、2番の審議に行きたいと思います。  
ここの議案は私が担当ですので、私から説明させていただきます。

議第15号、農地法第3条審議資料の2番です。  
補足資料は5ページから8ページとなります。  
土地の所有地等は左記のとおり、贈与により農地の所有権移転となっております。  
場所は2カ所あります。  
2筆とも譲受人と譲渡人の名義が同じ人ですので、一緒に説明させていただきます。

これはもともと5条で申請許可されていたのですが、なかなか住宅が建つ見込みがないということで、元の農地に戻そうということ

で、3条申請が上がったということです。

たまにある議案ですので、めったにはありませんが、そういう議案となっております。

よろしく申し上げます。

事務局 事務局から補足で説明させていただきます。

今、会長が説明されたのは、補足資料の5ページから7ページの2カ所になりますが、申請書及び全部事項証明書などの記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうちの農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから見て、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

議長 はい。このことについて、何か質問はありますか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この件についても可決いたします。

#### 「議第16号」

事務局 非農地判断について。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和4年7月12日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 この議第16号については、3番委員から説明をお願いいたします。

3番委員 非農地判断についてです。

議案6ページ1番です。所有者及び土地情報は記載のとおりです。

補足資料は9ページから12ページとなります。

度重なる水害のため、農地の一部を流失し、荒廃が進んだため、10年以上耕作できない状態でございます。

よって、非農地証明が出れば、地目変更を行いたいということです。

なお、現況確認におきましては、会長も立ち会っております。

以上です。よろしく申し上げます。

事務局 事務局から補足で判断基準について説明させていただきます。

この非農地の判断は現に森林や原野の様相を呈しているなど、農

地として利用することが物理的に困難な荒廃用地を対象に、農業委員会が農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断を行った後、その土地の所有者に対し、非農地の証明を発行します。

この案件は、6月27日、月曜日に、地元委員の3番委員、会長と、事務局とで現地の確認をしました。

補足資料11ページの写真のような状態になっておりまして、3番委員の説明どおり、度重なる水害で農地が流失し、荒廃が進み、10年以上耕作できない状態であり、非農地と判断しております。

また、補足資料の12ページは、今年の3月に耕作放棄地の調査をしたときの写真が付いていますので、皆様、こちらもお覧いただきたいと思います。

議長 はい。これは私も一緒に立ち会いをしました。が、やっぱり行ったらもうとても農地というより、もう荒地みたいな感じで、これをまた農地に戻して作ろうとしても、道もなく。  
これはちょっと無理じゃないかなという判断をいたしました。  
どうでしょうか。皆さん、何か質問はありませんでしょうか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、1番については、非農地と決定いたしたいと思います。

事務局 最後に補足ですが、このように非農地判断とする場合、今回は地元委員と会長に現地の調査をしていただいて判断しております。

以前も、前からいらっしゃる委員はご経験のとおり、太陽光のメガソーラーだったりとか、農業委員会全員で行ったりとかもしたことがございました。

今後このような案件も出てくると思いますので、その際は農業委員会で、臨機応変に全員で判断する、若しくは地域の委員と会長等で判断するということが出てきますので、その際は御協力をよろしくお願いします。

議長 「議第17号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積(案)の承認について。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和4年7月12日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この議案は、基盤強化促進法の議案ですので、これは事務

局から説明していただきます。

事務局

事務局より説明をさせていただきます。

今回の農業経営基盤強化促進法による契約の申し出は4件ございます。

まず、番号1番、8ページをお開けください。

利用権の設定を受ける者、それから利用権を設定する者は、ご覧のとおりでございます。

権利の種類は、使用貸借権の設定です。

新規の別は、これは新規ということでございます。それから、1番の案件は全部で畑が6筆、面積が1万4,849㎡です。

資料は14ページをご覧いただきたいと思います。

契約期間は10年です。

続きまして、2番です。

これも使用貸借権設定、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者は、ご覧のとおりでございます。

新規更新の別は新規です。

全部で畑が4筆です。面積は7,893㎡です。

資料は15ページから16ページでございます。

続きまして、番号3番、この案件も権利の種類は使用貸借権の設定でございます。

利用権の設定を受ける者。利用権設定をする者はご覧のとおりでございます。

先ほどと同じように、新規更新の別は新規でございます。

契約期間は同様に10年間です。

全部で田が16筆、2万7,414㎡、それから畑が4筆、3,044㎡です。

資料は17ページをご覧いただきたいと思います。

続きまして、4番です。4番の権利の種類は使用貸借権設定で、設定を受ける者、設定する者は、ご覧のとおりでございます。

議案は13ページからでございます。畑が8筆で1万8,680㎡、原野が5筆で8万4,273㎡です。

契約期間は10年間、新規更新の別は新規です。

ページの18ページから20ページをご覧いただきたいと思います。

この4件とも、農業者年金の経営移譲に関する使用貸借権の設定

で、4件とも以前は3条で使用貸借契約を結んでおりましたが、今回更新ということで、基盤強化法で使用貸借契約を結ぶということでございます。

以上です。

議長 はい。この件について、何か質問はありませんか。  
(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この件については承認いたします。

以上で、議案は全部終わりました。

お疲れでございました。